

令和 7 年 第 1 回

伊根町議会臨時会会議録

令和 7 年 1 月 21 日（第 1 号）

伊 根 町 議 会

令和7年 第1回 (臨時会)

伊根町議会 会議録 (第1号)

招集年月日	令和7年 1月21日 火曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	令和7年 1月21日 9時30分			議長	佐戸仁志	
	閉会	令和7年 1月21日 10時34分			議長	佐戸仁志	
応(不応)招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席 8名 欠席 1名
	1	上 辻 亨	○	6	大 谷 功	×	
	2	長谷川貴之	○	7	和 田 義 清	○	
	3	松 山 義 宗	○	8	濱 野 茂 樹	○	
	4	向井久仁子	○	9	佐 戸 仁 志	○	
	5	山 根 朝 子	○				
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席10名 欠席 0名
	町 長	吉 本 秀 樹	○	住民生活課長	森 田 連 三	○	
	副町長	上 山 富 夫	○	保健福祉課長	石 野 靖	○	
	教育長	岩 佐 好 正	○	地域整備課長	橋 本 利 将	○	
	総務課長	鍵 良 平	○	教育次長	増 井 和 彦	○	
	企画観光課長	千 賀 和 孝	○	会計管理者	中 川 雅 貴	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	倉 正 人	○	嘱託職員	井 上 康 子	○	
会 議 録 署名議員	2番	長谷川 貴之		8番	濱野 茂樹		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和7年 第1回 伊根町議会臨時会

議事日程 (第1号)

令和7年1月21日(火)
午前 9時30分 開議

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 行政報告 |
| 日程第 4 | 報告第 1号 専決処分の報告について(賠償額の決定及びその和解に関する事) |
| 日程第 5 | 報告第 2号 専決処分の報告について(訴えの提起に関する事) |
| 日程第 6 | 議案第 1号 令和6年度伊根町一般会計第6回補正予算 |
| 日程第 7 | 議案第 2号 令和6年度伊根町国民健康保険特別会計第3回補正予算 |
| 日程第 8 | 議案第 3号 令和6年度伊根町介護保険特別会計第1回補正予算 |
| 日程第 9 | 議案第 4号 令和6年度伊根町訪問看護事業特別会計第1回補正予算 |
| 日程第 10 | 議案第 5号 令和6年度伊根町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算 |
| 日程第 11 | 議案第 6号 令和6年度伊根町簡易水道事業会計第2回補正予算 |
| 日程第 12 | 議案第 7号 令和6年度伊根町下水道事業会計第2回補正予算 |

日程第 13 議案第 8 号 伊根町職員の給与に関する条例等の一部改正について

会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 報告第 1 号 専決処分の報告について（賠償額の決定及びその和解に関する事）
- 日程第 5 報告第 2 号 専決処分の報告について（訴えの提起に関する事）
- 日程第 6 議案第 1 号 令和 6 年度伊根町一般会計第 6 回補正予算
- 日程第 7 議案第 2 号 令和 6 年度伊根町国民健康保険特別会計第 3 回補正予算
- 日程第 8 議案第 3 号 令和 6 年度伊根町介護保険特別会計第 1 回補正予算
- 日程第 9 議案第 4 号 令和 6 年度伊根町訪問看護事業特別会計第 1 回補正予算
- 日程第 10 議案第 5 号 令和 6 年度伊根町後期高齢者医療特別会計第 1 回補正予算
- 日程第 11 議案第 6 号 令和 6 年度伊根町簡易水道事業会計第 2 回補正予算
- 日程第 12 議案第 7 号 令和 6 年度伊根町下水道事業会計第 2 回補正予算
- 日程第 13 議案第 8 号 伊根町職員の給与に関する条例等の一部改正について

会 議 の 経 過

令和7年1月21日(火)
午 前 9時30分 開議

◎ 開会・開議の宣言

○議長(佐戸仁志君) 皆さん、おはようございます。

本日、早朝より次期アメリカ大統領の就任式が各放送局で中継されておりました。個性の強い次期大統領ですので、日本の政治、経済、軍事に影響が出るようなことがなければいいなと思って見ておりました。

町長より招集の挨拶を求めます。吉本町長。

○町長(吉本秀樹君) 皆さん、おはようございます。

令和7年第1回伊根町議会臨時会の招集に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

二十四節気では昨日から大寒に入りました。1年で一番寒い、寒さの厳しい頃を迎えたわけでございます。とはいえ、割と暖かくございます。何やら、このまま春になりそうな、そんな気象の予報もございます。しかしながら、当地では節分過ぎて七吹雪などと申します。まだまだ、雪や寒さの備えを怠ってはいけないなと思うところでございます。

さて、ご報告でございますが、昨日、泉佐野市と伊根町とのふるさと逸品協定というものを締結いたしました。このふるさと逸品協定はそれぞれの町の特産品を逸品と位置づけて、お互いの魅力をPRしていくことや、イベントなどでの相互交流を行いながら、自治体間の連携・交流を深めることを目的とした協定でございます。

このふるさと逸品協定を締結する運びになったのは、少しご縁がございます。と申しますのは、千代松泉佐野市長さんと私は同じ大学、同志社大学経済学部卒業でございます。そして、その同大学を卒業した全国の首長の会がございまして、クローバー会というのがございます。そこのお仲間のゆえんをもっての協定締結の提案をいただいたわけでございます。少しばかり本音を申し上げますと、千代松市長さんと立ち話をしておりますときに、こういう協定があるから一緒にどうですかとお声がけをいただきました。

そのときには私のほうが随分先輩でありましたので、いわゆるリップサービス、社交辞令であろうかなと思っておりましたが、その協定書なんかはどんどん企画観光課のほうにやっけてまいりまして、「町長、こんなものが来ておりますよ」「ああ、本当だったのか」と思った次第であります。だって、泉佐野市といえは、かのふるさと納税で全国に名をはせております。令和5年度、175億円ですか、名をはせ10万人都市であります。我々、京都の北の端、人口2,000人を割る過疎の田舎町、これはどう釣合いを取っても、泉佐野市に利は極めて低いわけであります。

そうでございますが、その千代松市長さん、そういうことは一切介さずに、本協定の意義と志を持ってお声がけをいただいたわけでございます。本当にありがたく思っております。

今回、本町からのふるさと逸品は丹後伊根ブリ、そして郷土料理のへしこ、そして京野菜のミズナと薦池大納言を選定いたしました。この協定の締結を機に、交流がさらに深まっていきますことを期待するとともに、特産品交流に限らず、様々な視点で広域的な交流、連携を図っていきたく思っております。

本日の臨時会にご提案申し上げます議案は、補正予算が7件、条例改正が1件でございます。よろしく願い申し上げます。

○議長(佐戸仁志君) ただいまの出席議員は8名です。

ただいまから令和7年第1回伊根町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(佐戸仁志君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、議長において

2番、長谷川 議員

8番、濱 野 議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員にお願いいたします。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（佐戸仁志君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

本日の議会運営委員会で協議の結果、臨時会の会期は本日1日限りということで決定いただきました。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎ 日程第3 行政報告

○議長（佐戸仁志君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありました。伊根町国民健康保険診療所の持続可能な運営体制の整備方針についてをお願いします。森田課長。

○住民生活課長（森田連三君） 失礼いたします。

それでは行政報告、伊根町国民健康保険診療所の持続可能な運営体制の整備方針について、ご報告を申し上げます。

資料は左肩に行政報告と記載しておりますその資料をおめくりいただきまして、2枚目、上に（案）と記載のある資料をご覧ください。

昨年10月1日から同月31日まで実施したパブリックコメント「伊根町国民健康保険診療所の持続可能な運営体制の整備方針について」の内容でございます。本文は割愛いたしますが、下記の項目についてご意見を募集いたしました。

- 1、伊根診療所と本庄診療所を令和8年4月1日に統合し、伊根診療所とする。
- 2、診療所施設は、現伊根診療所を使用する。
- 3、各診療医科は、可能な限り現状を維持する。
- 4、伊根診療所の近傍地に調剤薬局が整備された場合、可能な限り早期に院外処方に移行する。
- 5、交通弱者等が支障なく伊根診療所に通院できる施策を実施する。
- 6、本庄診療所施設は、他用途への転用等、有効活用を検討する。

以上、6項目の方針の定める旨についてご意見を募集いたしました。本件に関するお問合せ、ご意見の応募ともにありませんでした。

資料は1枚目に戻っていただきまして、本文の下段に記載しておりますとおり、本行政報告をもちまして、各方面への調整が整ったものとして整備方針を決定とし、統合に向けた各種実務的な準備を行っていくものいたします。

予算の伴うものは令和7年度予算において計上することがあると思いますので、よろしく願いいたします。

なお、歯科に関しては伊根診療所への移転、さらには拡充も含めて検討しておりますが、歯科衛生士の確保等が不透明でもあり、運営にめどがつかない場合は最悪のケースとして廃止等も含め検討せざるを得ませんので、今後の動向は流動的となっております。

また、資料1枚目、裏面に記載しておりますとおり、伊根町国民健康保険診療所設置及び管理に関する条例につきましては、令和7年第4回定例会において条例改正の上程を見込んでおりますので、こちらもご承知おきください。

以上、行政報告、伊根町国民健康保険診療所の持続可能な運営体制の整備方針についての説明を終わります。

○議長（佐戸仁志君） 以上で行政報告を終わります。

◎ 日程第4 報告第1号

○議長（佐戸仁志君） 日程第4、報告第1号 専決処分の報告について（賠償額の決定及びその和解に関する事）を議題とします。本件について、提出者の説明を求めます。中川会計管理者。

○会計管理者（中川雅貴君） 報告第1号 専決処分の報告について説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

1枚おめくりいただき、専決処分書をご覧ください。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、令和6年12月24日付、専決処分第10号により専決処分いたしました。

もう1枚めくっていただき、別紙をご覧ください。

1、町長において専決処分することができる事項の区分は、法律上その義務に属する損害賠償で、1件の金額が100万円以下の賠償額の決定及びその和解に関する事。

2、事故当事者は、甲が住所、京都府与謝郡伊根町、所有者、伊根町。乙が住所、京都府南丹市美山町、所有者、[REDACTED]でございます。

3、事故概要ですが、（1）事故発生日時は、令和6年11月12日火曜日、午前9時25分頃。

（2）事故発生場所は、京都府船井郡京丹波町。

（3）事故の状況ですが、丹波自然公園で開催されたグラウンドゴルフの京都府下大会に伊根町からの参加者を送迎した際のことであり、公園内駐車場へ進入し乙車の隣に甲車を駐車しようとして後退したところ、後方確認を怠り接触したというものでございます。

4、損害賠償額及び和解内容は、本事故の責任割合を甲10割、乙0割として、甲は乙に対し48万6,830円を支払うというものでございます。

以上、報告第1号 専決処分の報告についての説明とさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） 以上で報告第1号を終わります。

◎ 日程第5 報告第2号

○議長（佐戸仁志君） 日程第5、報告第2号 専決処分の報告について（訴えの提起に関する事）を議題とします。本件について、提出者の説明を求めます。橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） 報告第2号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次ページ、専決処分書をご覧ください。

専決処分第9号により先ほどご説明のとおり専決処分として、後ほど説明いたします別紙による処分をいたしております。

処分日につきましては、提起を行った令和6年11月26日としております。時期的には12月定例会でご報告できるところでございましたが、手続漏れとなっております。報告が遅くなり申し訳ございません。

次ページのほうをご覧ください。

別紙としまして処分概要を明示しております。

専決処分することができる事項の区分としましては、町営住宅の明渡し請求に応じない者に対する訴えの提起、和解及び調停に関する事に該当します。今回の処分はこのうち訴えの提起となります。

事件当事者としてしましては、原告を伊根町とし、被告に大阪市在住の[REDACTED]のほか、連帯保証人として2名、兵庫県姫路市在住の[REDACTED]、兵庫県加東市在住の[REDACTED]としております。

事件概要につきましては、家賃滞納と住宅不使用、こちらを理由としまして、令和6年3月契約解除、明渡し請求を行ったところ、期日を超えてもこれに応じないため、京都地方裁判所宮津支部へ訴えの提起を行ったものでございます。

請求の趣旨は、住宅の明渡しとこれに係る延滞金及び損害賠償に係る金員の請求、併せて本訴訟費の支払いを求めるものでございます。

以上、ご報告させていただきます。

○議長（佐戸仁志君） 以上で報告第2号を終わります。

◎ 日程第6 議案第1号

○議長（佐戸仁志君） 日程第6、議案第1号 令和6年度伊根町一般会計第6回補正予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第1号 令和6年度伊根町一般会計第6回補正予算でございます。

歳入歳出予算総額にそれぞれ9,618万4,000円を追加し、38億8,428万9,000円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。歳入です。

10款1項地方交付税273万6,000円の増額。

14款国庫支出金 2項国庫補助金4,177万7,000円の増額で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金と学校施設環境改善交付金によるものでございます。

15款府支出金 2項府補助金642万1,000円の増額で、担い手確保・経営強化支援事業補助金でございます。

19款1項繰越金2,975万円の増額です。

21款1項町債1,550万円の増額で、学校教育施設等整備事業債でございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。歳出です。

人件費関係については、令和6年人事院勧告に従った給与改定に伴うものでございます。主な内容は、若年層を中心にした3.6%の月例給の引上げと、0.1月分の期末・勤勉手当の引上げ、特別職の期末手当、0.05月分の引上げなどでございます。そのほか、人件費関係で特別会計等の本年度4月の人事異動を反映したものがございます。人件費については、以降の説明は省略いたします。

1款1項議会費67万8,000円の増額。

2款総務費 1項総務管理費2,497万8,000円の増額です。物価高騰対策で住民1人当たり1万円の地域振興券の発行を計画し、1,972万5,000円の事業費を計上しております。

2項徴税费97万円の増額。3項戸籍住民基本台帳費93万8,000円の増額。

3款民生費 1項社会福祉費1,208万7,000円の増額。物価高騰対策重点支援給付金で、住民税非課税世帯に対し1世帯3万円、18歳以下の子供がいる場合、1人当たり2万円を加算して給付いたします。2項児童福祉費1,114万4,000円の増額。

4款衛生費 1項保健衛生費489万9,000円の減額で、診療所勘定繰出金の減額が主なものでございます。2項清掃費84万4,000円の増額。

6款農林水産業費 1項農業費751万5,000円の増額です。人件費のほか、担い手確保・経営強化支援事業補助金642万1,000円の計上で、認定農業者のトラクター購入への助成でございます。次年度計画の予定でございましたが、国の補正予算に伴う前倒し計上でございます。

3項水産業費120万円の増額。

7款1項商工費78万6,000円の増額。

8款土木費 1項土木管理費58万6,000円の増額。2項道路橋りょう費49万9,000円の増額です。

10款教育費 1項教育総務費99万9,000円の増額。2項小学校費339万5,000円の増額。3項中学校費3,223万1,000円の増額は、人件費のほか学校施設改修費を3,100万円計上し、伊根中学校体育館に空調設備を導入するものでございます。こちらも国の補正予算により、本年度補正に前倒し計上するものでございます。6項社会教育施設費223万3,000円の増額です。

6ページ、7ページをお願いいたします。第2表 繰越明許費でございます。国の補正予算を受けて計上した事業で、適正な事業期間を確保するため繰越しを行うものでございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。第3表 地方債の補正でございます。伊根中学校体育館の空調設備設置事業に、国庫補助のほか地方債の発行で財源確保を行うものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） 令和6年度伊根町一般会計第6回補正予算の細部説明を申し上げます。歳入から説明申し上げます。10ページ、11ページをお願いいたします。

10款1項1目地方交付税273万6,000円の増額でございます。

失礼いたしました。資料のページ番号を申し上げるのを間違えておりました。大変申し訳ございません。14ページ、15ページからでございます。14款から引き続きの説明とさせていただきます。

14款国庫支出金 2項国庫補助金 2目総務費国庫補助金2,627万7,000円の増額。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。7目教育費国庫補助金1,550万円の増額です。学校施設環境改善交付金でございます。

15款府支出金 2項府補助金 6目農林水産業費府補助金642万1,000円の増額でございます。担い手確保・経営強化支援事業補助金でございます。

19款1項1目繰越金2,975万円の増額です。12月に行われました第4回定例会の一般会計第5回補正予算で一部説明を申し上げましたが、令和6年人事院勧告に基づく各給与関係等条例の改正による人件費増額分の財源として留保しておりましたものを計上したものでございます。

21款1項町債 10目教育債1,550万円の増額でございます。学校教育施設等整備事業債でございます。

続いて、歳出の説明を申し上げます。16ページ、17ページをお願いいたします。

今回の補正予算の中では町長説明にもございましたとおり、国の補正予算を受けて行う物価高騰対応支援などのほか、令和6年人事院勧告に準拠しました令和6年度の給与改定に必要な予算の補正を計上してございます。

特別職、一般職の報酬・給与等について、一般会計、特別会計ともに補正計上を行っており、これにつきましては、令和6年人事院勧告に基づく各条例の改正により、内容としましては、特別職、一般職の期末・勤勉手当及び一般職の給料表の改定によって月例給の改定が行われます。そのため、一般会計、特別会計ともに報酬、給料、期末・勤勉手当が増額となっております。それぞれ、国の法律改正に従った内容としております。

なお、特別会計につきましては、一部、人事異動も反映した補正となっております。つきましては、報酬・給与等の補正内容の詳細説明は省略させていただきます。

1款1項1目議会費67万8,000円の増額。

2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費396万3,000円の増額です。

○企画観光課長（千賀和孝君） 6目企画費2,101万5,000円の増額です。

18、19ページをお願いいたします。

地域振興券発行事業1,972万5,000円の増額は、国の補正予算で計上されました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、地域振興券を発行するものでございます。発行基準日は令和7年2月1日とし、同日に伊根町に住民登録がある方を対象に1人当たり1万円、千円券10枚の振興券を発行いたします。参考となりますが、1月1日現在の住基人口は1,861人、870世帯となっております。振興券の有効期限は明許繰越しを行いまして令和7年7月末まで、使用対象施設はこれまでと同様に伊根町内に事業所を有する店舗といたします。

振興券の印刷製本費として15万円、レターパックによる配送費用として通信運搬費54万円、事業者への換金の振込手数料2万5,000円を計上しております。振興券につきましては、2月中旬に対象世帯に配布を予定しております。

○住民生活課長（森田連三君） 2項徴税费 1目税務総務費97万円の増額です。3項1目戸籍住民基本台帳費93万8,000円の増額です。

20、21ページをご覧ください。

3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費1,208万7,000円の増額です。職員人件費267万2,000円と物価高騰対策重点支援給付金事業として941万5,000円を計

上しております。事務費として職員の時間外勤務手当のほか、消耗品、印刷製本費、通信運搬費、給付金振込の手数料、電算システム改修負担金。給付金としては3万円を280世帯に840万円と、子供加算として1人2万円を20人分の40万円、給付金合計で880万円を計上しております。2項児童福祉費 1目児童福祉総務費1,114万4,000円の増額です。

22、23ページをご覧ください。

4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費78万円の増額です。職員人件費のほか保健衛生共通事務費ですが、国民健康保険特別会計事業勘定で保健センター職員の人件費の補正に伴う繰出金の増額です。4目診療所費567万9,000円の減額です。国保特別会計伊根診療所勘定において、前年度繰越金を計上することによって財源補填繰出金を減額するものです。2項清掃費

1目清掃総務費84万4,000円の増額です。

○地域整備課長（橋本利将君） 24、25ページをお開きください。

6款農林水産業費 1項農業費 2目農業総務費109万4,000円の増額です。3目農業振興費642万1,000円の増額です。農業振興事業担い手確保・経営強化支援事業補助金642万1,000円の増額となっております。認定農業者からの要望を受けまして、京都府の同補助金により支援を行うものです。補助率は2分の1、財源は全て府補助金による間接補助事業となっております。3項水産業費 1目水産業総務費120万円の増額です。

7款1項商工費 1目商工総務費78万6,000円の増額です。

26、27ページをお開きください。

8款土木費 1項土木管理費 1目土木総務費58万6,000円の増額です。2項道路橋りょう費 1目道路橋りょう総務費49万9,000円の増額です。

○教育次長（増井和彦君） 10款教育費 1項教育総務費 2目事務局費99万9,000円の増額です。

28、29ページをお願いいたします。

2項小学校費 1目学校管理費339万5,000円の増額です。3項中学校費 1目学校管理費3,223万1,000円の増額です。職員人件費以外で学校管理運営費3,100万円の計上で、伊根中学校屋内運動場、体育館の空調設備工事及び施工管理委託業務費として計上しております。

昨今、夏季における気温上昇により、学校内においてクラブ活動や式典を行う屋内運動場は熱中症リスクの高い場所となっております。熱中症リスクの低減を図ることにより、教育環境を改善することを目的として、屋内運動場に空調設備設置について今年度を実施設計を行い、令和7年度国庫補助金を活用の上で工事を実施することで、事業を計画して進めてきました。このたび、国の令和6年度補正予算が成立したことを受け、同補正予算の活用を図るため、前倒し事業として今回補正予算に空調設備設置工事に係る事業費を計上するものでございます。

事業費の内訳は、中学校屋内運動場に空調設備の室内機及び室外機を設置する工事で3,000万円及び施工管理の委託料100万円でございます。機器については、ランニングコストなど設計業者からの専門的知見を踏まえ、近隣の豊岡市や京丹波町の屋内運動場で採用されているスポットバズーカを採用いたします。冷房機能と暖房機能、両方使用可能で、キャットウオーク、高所にある点検作業所通路でございますけれども、そこに機器6台を設置いたします。工事実施時期につきましては、2月の国庫補助金内定、3月の国庫補助金交付決定を待って、4月以降の入札及び契約事務を行い、機器の納品状況にもよりますが、夏休み時期に工事が実施、完了できるように事務を進めたいと考えております。

30、31ページをお願いいたします。

6項社会教育費 1目社会教育総務費39万7,000円の増額です。2目社会教育施設費183万6,000円の増額です。

以上、一般会計第6回補正予算の説明を終わります。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑がないようですが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第1号 令和6年度伊根町一般会計第6回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第7 議案第2号

○議長（佐戸仁志君） 日程第7、議案第2号 令和6年度伊根町国民健康保険特別会計第3回補正予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第2号 令和6年度伊根町国民健康保険特別会計第3回補正予算でございます。

33ページをお願いいたします。

事業勘定の歳入歳出予算総額に80万1,000円を追加し、3億8,702万5,000円とするものでございます。

34、35ページをお願いいたします。歳入です。

5款国庫支出金 2項国庫補助金36万8,000円の増額。

10款繰入金 1項他会計繰入金33万5,000円の増額。

11款1項繰越金9万8,000円の増額です。

36、37ページをお願いいたします。歳出です。

1款総務費 1項総務管理費36万8,000円の増額は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に必要なシステム改修負担金などでございます。

6款保健事業費 3項総合保健事業費33万5,000円の増額。

9款諸支出金 1項償還金及び還付加算金9万8,000円の増額で、一般被保険者保険税還付金でございます。

33ページにお戻りください。

伊根診療所勘定の歳入歳出予算総額に374万8,000円を追加し、1億1,157万4,000円とするものでございます。

46、47ページをお願いいたします。歳入です。

2款分担金及び負担金 2項負担金262万円の増額です。

8款繰入金 1項他会計繰入金760万3,000円の減額。

9款1項繰越金873万1,000円の増額です。

48、49ページをお願いいたします。歳出です。

1款総務費 1項施設管理費374万8,000円の増額。

33ページにお戻りください。

本庄診療所勘定の歳入歳出予算総額に197万8,000円を追加し、7,551万6,000円とするものでございます。

58、59ページをお願いいたします。歳入です。

8款繰入金 1項他会計繰入金192万4,000円の増額。

9款1項繰越金5万4,000円の増額です。

60、61ページをお願いいたします。歳出です。

1款総務費 1項施設管理費197万8,000円の増額です。

担当課長からの細部説明については省略させていただきますが、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑がないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐戸仁志君) 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐戸仁志君) 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第2号 令和6年度伊根町国民健康保険特別会計第3回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第8 議案第3号

○議長(佐戸仁志君) 日程第8、議案第3号 令和6年度伊根町介護保険特別会計第1回補正予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長(吉本秀樹君) 議案第3号 令和6年度伊根町介護保険特別会計第1回補正予算でございます。

71ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入歳出予算総額に1,158万4,000円を追加し、4億7,334万4,000円とするものでございます。

72、73ページをお願いいたします。歳入です。

5款1項支払基金交付金122万3,000円の増額は、前年度の追加交付分でございます。

10款繰入金 2項基金繰入金45万6,000円の減額。

11款1項繰越金1,081万7,000円の増額です。

74、75ページをお願いいたします。歳出です。

5款地域支援事業費 1項介護予防・生活支援サービス事業費27万4,000円の増額。3項包括的支援事業・任意事業費69万7,000円の減額。

9款諸支出金 1項償還金及び還付加算金1,200万7,000円の増額で、前年度の国・府支出金等の精算返還分でございます。

71ページにお戻りください。

介護サービス事業勘定の歳入歳出予算総額に92万円を追加し、232万円とするものでございます。

84、85ページをお願いいたします。歳入です。

9款1項繰越金92万円の増額です。

86、87ページをお願いいたします。歳出です。

1款総務費 1項施設管理費92万円の増額で、職員人件費の会計間の組替えによるものでございます。

担当課長からの細部説明につきましては省略させていただきますが、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(佐戸仁志君) これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑がないようですが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐戸仁志君) 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐戸仁志君) 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第3号 令和6年度伊根町介護保険特別会計第1回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第9 議案第4号

○議長（佐戸仁志君） 日程第9、議案第4号 令和6年度伊根町訪問看護事業特別会計第1回補正予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第4号 令和6年度伊根町訪問看護事業特別会計第1回補正予算でございます。

97ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額に141万1,000円を追加し、2,211万1,000円とするものでございます。

98、99ページをお願いいたします。歳入です。

9款1項繰越金141万1,000円の増額です。

100、101ページをお願いいたします。歳出です。

1款総務費 1項施設管理費58万7,000円の増額です。

4款1項基金積立金82万4,000円の増額です。

担当課長からの細部説明については省略させていただきますが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑がないようですが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第4号 令和6年度伊根町訪問看護事業特別会計第1回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第10 議案第5号

○議長（佐戸仁志君） 日程第10、議案第5号 令和6年度伊根町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第5号 令和6年度伊根町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算でございます。

111ページをご覧ください。

この補正は、歳入歳出予算総額の変更はございません。

112、113ページをお願いいたします。歳入です。

4款繰入金 1項一般会計繰入金7万9,000円の減額。

5款1項繰越金7万9,000円の増額です。繰越金処理による歳入の組替えでございます。

担当課長からの細部説明につきましては省略させていただきますが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑がないようですが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第5号 令和6年度伊根町後期高齢者医療特別会計第1回補正予算を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第11 議案第6号

○議長（佐戸仁志君） 日程第11、議案第6号 令和6年度伊根町簡易水道事業会計第2回補正予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第6号 令和6年度伊根町簡易水道事業会計第2回補正予算でございます。

119ページをお願いいたします。

第2条は収益的収支の補正でございます。人事院勧告に基づく給与改定を実施するための人件費の補正によるものでございます。

第3条は資本的収支の補正でございます。収入が減債基金の利子収入の増額、支出は収入の増額分を基金に積み立てるものでございます。

担当課長からの細部説明については省略させていただきますが、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑がないようですが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第6号 令和6年度伊根町簡易水道事業会計第2回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第12 議案第7号

○議長（佐戸仁志君） 日程第12、議案第7号 令和6年度伊根町下水道事業会計第2回補正予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第7号 令和6年度伊根町下水道事業会計第2回補正予算でございます。

129ページをお願いいたします。

第2条は収益的収支の補正でございます。人事院勧告に基づく給与改定を実施するための人件費の補正によるものでございます。

第3条は資本的収支の補正でございます。収入が減債基金の利子収入と加入分担金の増額、支出は収入の増額分を基金に積み立てるものでございます。

担当課長からの細部説明については省略させていただきますが、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑がないようですが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第7号 令和6年度伊根町下水道事業会計第2回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第13 議案第8号

○議長（佐戸仁志君） 日程第13、議案第8号 伊根町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第8号 伊根町職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。

令和6年人事院勧告に従って給与改定を行うものでございます。令和6年度の給与改定を行うものと、令和7年4月1日施行のいわゆる給与制度のアップデートと説明されているものを併せての条例改正でございます。一般職、特別職、任期付職員、会計年度任用職員の給与・報酬関係の4つの条例を改正するものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） 議案第8号 伊根町職員の給与に関する条例等の一部改正について細部説明を申し上げます。

町長説明にありましており、令和6年の人事院勧告に基づいて給与改定を実施するものでございます。本条例案につきましては7条構成になっており、第1条及び第2条で伊根町職員の給与に関する条例、第3条及び第4条で伊根町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例、第5条及び第6条で伊根町一般職の任期付職員の採用等に関する条例、第7条で伊根町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の、以上4つの条例を改正する構成となっております。

それぞれ令和6年人事院勧告に準拠して改正された国家公務員の給与法等と同様の内容でございます。令和6年度の給料月額、期末・勤勉手当の支給割合の改定などと併せまして、令和7年度以降に適用となる改定、人事院勧告の中では、給与制度のアップデートと説明されている改定を行うものでございます。

お手元にご用意させていただいております資料100ページと大変多くなってございますが、新旧対照表を用いましてポイントを絞って説明をさせていただきたいと存じます。

37ページから新旧対照表でございます。37ページをお願いいたします。

まず、医師の初任給調整手当の上限額の改正でございます。現行41万5,600円が41万6,600円に引上げになります。

次に、期末手当でございます。年間の支給割合が0.05月分引上げになります。令和6年度につきましては、12月支給分で該当分を措置するものとなっております。再任用短時間勤務職員の支給割合も併せて改正されます。

次に、勤勉手当でございます。37ページの一番下のところから38ページにかけて記載されてございます。期末手当と同様に0.05月分の引上げで、期末・勤勉手当全体で見ますと、現在4.5月の支給割合が今回のこの改正で4.6月分となる改正でございます。

次に、給料月額の改正でございます。

39ページから60ページまでが現行の給料表と改正後の給料表の新旧対照でございます。内容を説明させていただきますと、今回の改正は、採用時から30歳代までに該当する部分が重点的に引き上げられます。初任給では大卒で12.1%の引上げ、高卒で12.8%の引上げになり、職務の級1級全体では10.3%、職務の級2級では7.9%の改定となります。行政職給料表（一）の1級から6級まで全体を平均しますと、伊根町職員で3.6%の引上げになります。

この改正につきましては、令和6年4月に遡及されるものでございます。

次に、61ページをお願いいたします。

ここからは給与制度のアップデートと説明されております令和7年4月から施行となります部分でございます。この中では地域手当、在宅勤務等手当が制度化されるものとなっております。ま

た、中段以下になりますが、扶養手当が見直されることとなり、配偶者に関するものが廃止、子に関するものが増額となります。この改正には激変緩和措置が設けられておりまして、附則によりまして、令和7年度分は配偶者分が3,000円の支給、子に係るものが1万1,500円の支給となり、令和8年度からこちらの新旧対照表にあります本則どおりとなるということでございます。

62ページをお願いいたします。

地域手当でございますが、従来、地域手当は市町村単位で支給区分が設定されておりましたが、次年度から都道府県単位で統一されることとなり、京都府は8%の地域となります。そのため、本町も支給対象となるものでございます。こちらの新旧対照表にございます改正前の第9条につきましては、扶養親族に関する届出手続が規定されてございますが、当該手続きが規則に委任されることとなりました。そして、新たな第9条が地域手当に関する条となり、その第2項で支給割合を規定するものでございます。地域手当につきましても激変緩和措置があり、段階的に8%に近づけていくこととされ、令和7年度につきましては、本則の半分の4%で、規則で措置することとされております。令和10年度に本則どおりの制度完成とされております。

63ページから65ページまでの期末手当と勤勉手当の支給割合でございますが、先ほど申し上げました年間の支給割合を令和6年度では12月支給分だと申し上げました。次年度以降は6月と12月で同様の割合とするものでございます。また、手当の算定を行う基礎額の規定ですが、現在の給料月額と扶養手当に地域手当が加わることとなります。

66ページから67ページにかけては通勤手当の規定でございます。今回の改正は、公共交通機関等を利用する職員についての上限額が5万5,000円から15万円に引上げとなります。

67ページの下段から68ページにかけて、管理職員特別勤務手当の改正でございます。管理職員特別勤務手当は、平日の午前零時から午前5時までと、週休日等に災害等で臨時に勤務する必要がある場合、管理職の職員に支給されることとなっておりますが、このうち、平日分についてが午後10時から翌日の午前5時までと拡大されることとなりました。あわせて、平日の管理職員特別勤務手当の額が1回当たり6,000円から3,000円になり、また、対象時間が従来の5時間から7時間に拡大されることに伴って、6時間を超える場合の1.5倍の規定が休日分と同様に新たに平日分についても規定されることとなります。

68ページから69ページにかけるは、新たに設けられる在宅勤務等手当の規定でございます。1か月当たり、平均10日を超えて自宅等で勤務することを命ぜられた職員に対し、一月当たり3,000円を支給する規定でございます。

以下、70ページまでは地域手当が制度化されたことにより、勤務1時間当たりの給与額の規定、休職者の給与の計算規定に地域手当を加えるものと定年前再任用短時間勤務職員に支給する手当に住居手当を加えるものでございます。

71ページから92ページまでは令和7年4月1日から適用される給料表の改定でございます。この給料表の改定は、行政職給料表(一)を例に説明させていただきますと、職務の級が3級から6級の初号給付近をカットして、各級の初号給付近の額の引上げが行われます。この切替えは4月1日で行いますが、附則の切替表によって同額の給料月額があるものにつきましては、当該号給へ移行することとカットされる号給に本町では該当者が現在おりませんので、その段階での影響は本町にはございません。

続いて、93ページをお願いいたします。

特別職の職員の期末手当の支給割合の改正でございます。令和6年度分から年間支給割合を年間3.40月から3.45月に引上げを行うものでございます。

次の94ページをお願いいたします。

令和7年度以降、町長等常勤の特別職の職員の地域手当が制度化されます。内容は一般職の職員と同様でございます。

次の95ページをお願いいたします。

任期付職員のうち特定任期付職員の給料月額の規定が改正されます。

次の96ページにつきましては、同職員の業績手当を廃止し、勤勉手当を支給する改正規定でございます。

97ページから100ページまでは会計年度任用職員の地域手当の規定でございます。内容は常勤職員と同様でございます。

大変多くの改正でございますが、ちょっと急ぎ足で説明させていただきました。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑がないようですが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第8号 伊根町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 閉 会

○議長（佐戸仁志君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第1回伊根町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 10時34分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員